

議員提出第十三号議案

シリアにおける邦人へのテロ行為に対する非難決議

先般、シリアにおいてISILが二名の邦人に対し、非道、卑劣極まりないテロ行為を行った。

ここに我々は、犠牲者に対し哀悼の意を表明する。

いかなる理由や目的によるものであっても、テロ行為は世界の平和と安全を脅かすものであり、正当化されるものではない。

よって、本県議会は、このような非人道的なテロリズムを断固として非難するとともに、テロ行為の根絶と世界平和を希求する意志を今後も堅持することをここに表明する。

右、決議する。

平成二十七年三月十七日

大 分 県 議 会